

第5章 障害児支援の見込み量と確保策

本計画では、見込み量を算定する障害児支援を表のように区分して整理しています。

区分	サービスの種類	サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	居宅訪問型児童発達支援（新設）	重度の障害などがあり、障害児通所支援を利用するために外出することがとても難しい障害児に対して、そのお宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するにあたり、障害児支援利用計画の作成やモニタリングなどの支援を行います。	

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

① 実績・見込み量

児童発達支援の平成 28 年度の利用者数と利用日数は、150 人（延 757 日）でした。平成 32 年度の児童発達支援の利用者数と利用日数を、156 人（延 754 日）と見込みます。

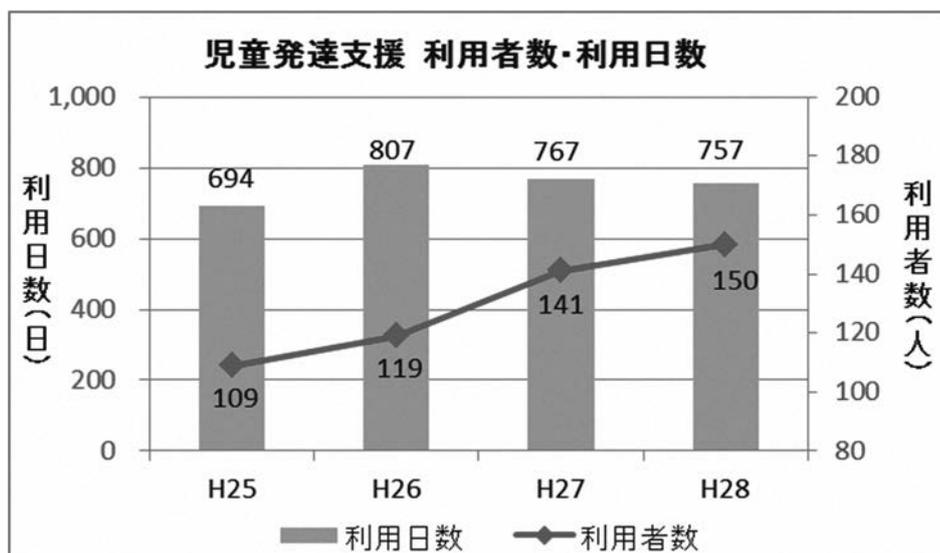
【サービス見込み量／1 か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
児童発達支援	利用者数	150 人	145 人	150 人	156 人
	利用日数	757 日	752 日	753 日	754 日

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて増加傾向にあります。利用日数は平成 26 年度以降、減少傾向にあります。



【算出の考え方】

事業者を対象としたヒアリング調査では、各事業所とも利用者が増加し、ほぼ定員に近い受け入れ状態にあることが指摘されています。

一方で、利用者の多くは、幼稚園や保育園にも通園しており、「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、独自の取組として幼稚園や保育園からの相談対応、巡回相談を実施しているほか、児童の発達に関する講演会等の実施や母子保健事業との連携等を児童発達支援事業に加えて実施すること等によって、障害や発達に課題のある児童に対して、拠点機能としての総合的な支援を行っています。

③ 見込み量確保のための方策

発達に関する課題を早期に発見し療育につなげることは、障害の軽減や社会適応能力の向上に有効です。一方で、市内の児童発達支援事業を実施する事業所は2施設のみであり、事業所の新規参入に向け、事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。

また、児童発達支援センター化への検討や保育所等訪問支援事業の試行実施等を行うとともに、療育事業の効率化及び発達支援コーディネーターの増員を図ることにより、市の役割、民間事業所との役割分担、連携によって、児童の発達に関する支援の充実を図ります。

(2) 放課後等デイサービス

① 実績・見込み量

放課後等デイサービスの平成 28 年度の利用者数と利用日数は 327 人（延 2,046 日）でした。平成 32 年度の放課後等デイサービスの利用者数と利用日数を 476 人（延 2,978 日）と見込みます。

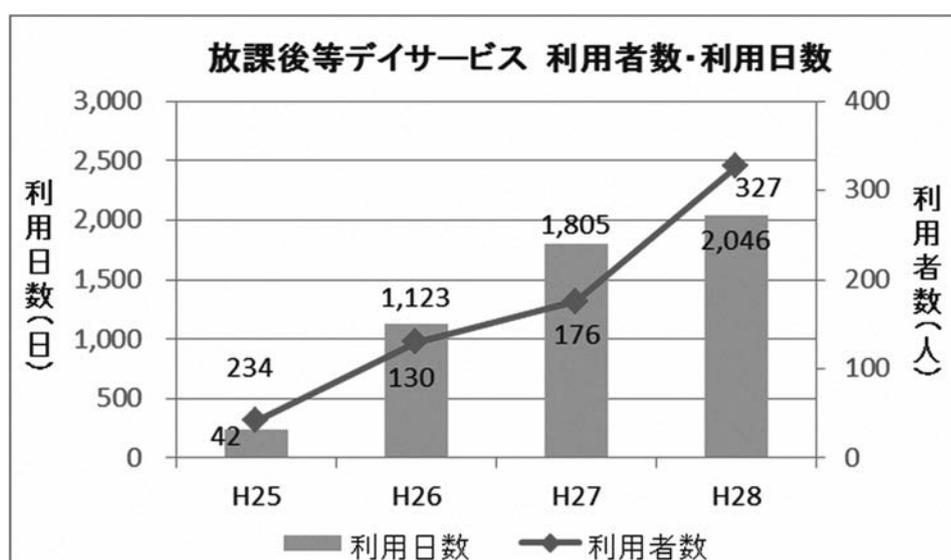
[サービス見込み量 / 1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
放課後等 デイサービス	利用者数	327 人	359 人	417 人	476 人
	利用日数	2,046 日	2,246 日	2,609 日	2,978 日

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数、利用日数ともに、平成 25 年度から 28 年度にかけて大幅に増加しています。



【算出の考え方】

放課後等デイサービスの不足状況や、拡充を望む意見に対応すべく、西東京市では施設の誘致、事業者の確保等に力を入れてきたことで、放課後等デイサービスの事業所数は急激に増加してきたところですが、アンケート調査結果では、未利用者のうち約 4 割が新規に利用したいとの意向を示しているなど、更なる需要が見込まれます。

一方で、事業所を対象としたヒアリング調査では、事業所数の急激な増加に伴う需要と供給バランスの問題や、事業所間の競争が今後厳しくなることが指摘されています。また、障害者団体・支援団体へのヒアリング調査では、事業所数は増えたものの、サービス水準にばらつきがあるとの指摘があり、サービスの量的な確保と並行して、サービス水準の維持や質の向上が課題だと考えられます。

サービス利用ニーズの急激な拡大の背景には、保護者の就労等のため、放課後から保護者が帰宅するまでの時間に児童を預けたいと考えている保護者がいることも指摘されています。また、放課後等デイサービスを利用することで、児童が親や保護者と接する機会が失われているとの声もあります。

③ 見込み量確保のための方策

事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施し、既存事業所のサービス水準の向上に向け、各事業所の状況把握等を行うとともに、事業所による情報交換の機会確保等の支援を行います。

今後も一定の需要増が見込まれますが、児童や保護者の状況に応じて、療育目的であれば放課後等デイサービス、指導・育成目的であれば放課後児童健全育成事業等の利用を促すなど、事業所とも連携した上で、サービスの適正な利用を促していきます。

なお、新たに放課後等デイサービス事業を実施する事業所に対しては、指定相談支援業務や、医療的ケア児の受け入れを促す等により、療育を必要とする児童に対する幅広い支援の実現を目指します。

また、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備においては、選定された事業者から提案のあった医療的ケア児対象放課後等デイサービス事業の実施に向けた調整を行ってまいります。

(3) 保育所等訪問支援

① 実績・見込み量

保育所等訪問支援の平成 28 年度の利用者数はありませんでした。平成 32 年度の保育所等訪問支援の利用者数と利用日数を 2 人（延 4 日）と見込みます。

【サービス見込み量／1 か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
保育所等訪問支援	利用者数	0 人	2 人	2 人	2 人
	利用日数	0 日	4 日	4 日	4 日

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

平成 26 年度～平成 28 年度では実績はありませんでした。

【算出の考え方】

アンケートでは、サービス未利用者のうち 4.9%の方が、利用意向があると回答しています。

平成 29 年度現在、西東京市を含めて近隣にサービスの実施者がほとんどありません。

③ 見込み量確保のための方策

西東京市ではこれまでに利用の実績がありませんが、今後サービスの利用が必要となった場合は、関連機関との連絡調整等の対応を行います。

なお、西東京市では、平成 29 年度において本事業を試行的に実施するなど、他の訪問事業との比較や検証を行っています。

(4) 医療型児童発達支援

① 実績・見込み量

医療型児童発達支援の平成 28 年度の利用者数と利用日数は 1 人（延 7 日）でした。平成 32 年度の利用者数と利用日数を 2 人（延 14 日）と見込みます。

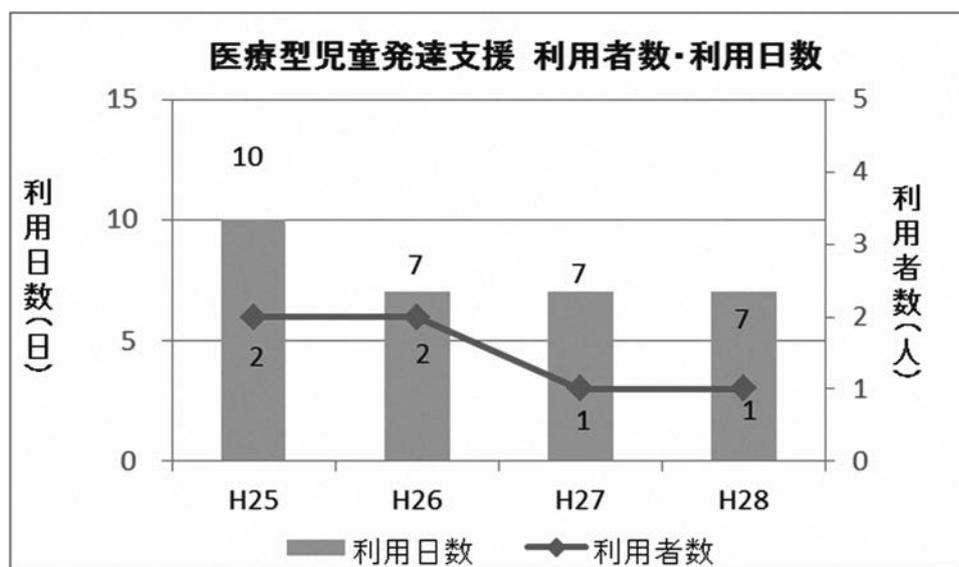
【サービス見込み量／1 か月あたりの利用者数、利用日数】

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
医療型 児童発達支援	利用者数	1 人	2 人	2 人	2 人
	利用日数	7 日	14 日	14 日	14 日

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成 25・26 年度は 2 人、平成 27・28 年度は 1 人です。



【算出の考え方】

今後も利用者数は同水準で推移すると推測されます。

③ 見込み量確保のための方策

サービスを必要とする人や利用ニーズの把握に努めた上で、事業実施場所の確保に向け、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。

また、「こどもの発達センター・ひいらぎ」の現行のサービスに加え、医療的ケアを要する児童を対象とする児童発達支援事業所の設置が求められていることから、サービスを提供する民間事業所の誘致に取り組みます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

① 実績・見込み量

平成 30 年度より新設されるサービスであり、平成 32 年度の利用者数と利用日数を 2 人(延 8 日)と見込みます。

[サービス見込み量／1 か月あたりの利用者数、利用日数]

		平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	—	0 人	2 人	2 人
	利用日数	—	0 日	8 日	8 日

② 見込み量算出の背景

【算出の考え方】

本サービスは、重症心身者などの重度の障害児であり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児を対象とするものです。そのため、訪問教育、訪問看護等のサービス利用者数を勘案し、算出します。

③ 見込み量確保のための方策

サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。

2 障害児相談支援

(1) 障害児相談支援

① 実績・見込み量

障害児相談支援には、障害児支援利用計画案を作成する「障害児支援利用援助」と、障害児支援利用計画の検証等を行う「継続障害児支援利用援助」(モニタリング)があります。

障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助を合わせた、障害児相談支援の平成 28 年度の利用者数は 45 人でした。平成 32 年度の障害児相談支援の利用者数を 106 人と見込みます。

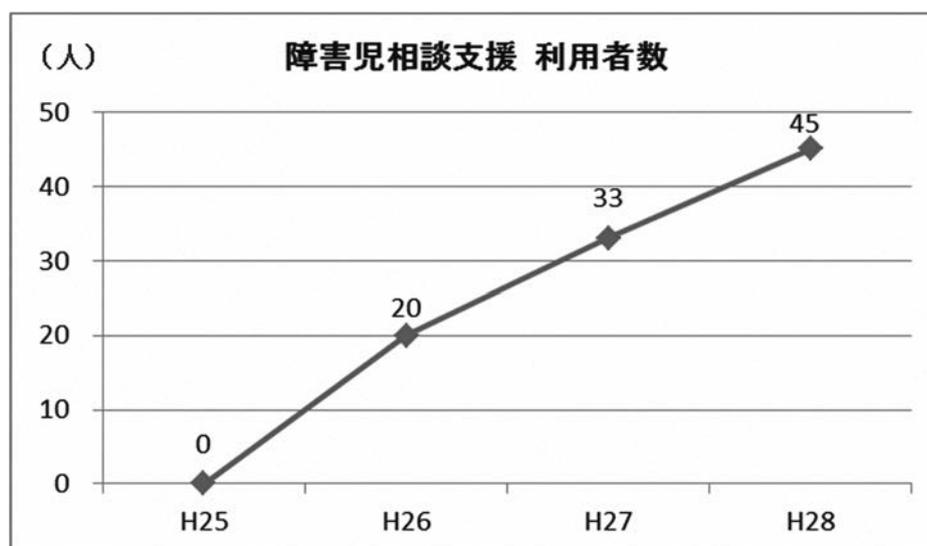
【サービス見込み量／1か月あたりの利用者数】

	平成 28 年度 (実績)	平成 30 年度 (見込)	平成 31 年度 (見込)	平成 32 年度 (見込)
障害児相談支援	45 人	76 人	91 人	106 人

② 見込み量算出の背景

【実績の推移からみる傾向】

利用者数は、平成 26 年度は 20 人、平成 28 年度は 45 人です。2 年間で 2 倍以上の利用者となっており、今後も増加すると推測されます。



【算出の考え方】

平成 27 年度より、障害児通所サービスの支給決定の際には、市に対する「障害児支援利用計画案」の提出が義務付けられましたが、障害者相談支援事業所が少ないため、児童の計画の多くは「セルフプラン」となっています。

障害児の社会的な自立に向けた療育においては、早期療育が重要であることから、専門的知識を持つ相談支援員によって、それぞれの障害児のニーズに合った計画が作られるよう、障害者相談支援事業所の体制を強化していく必要があると考えられます。

また、その体制整備が図られるまでの間は、これまで同様に、市の「こどもの発達センター・ひいらぎ」が側面から支援する等、利用者に寄り添った支援を継続していく必要があります。

③ 見込み量確保のための方策

西東京市では、これまでの側面的な支援のほか、放課後等デイサービス事業所への働きかけを行ってきたところですが、市内だけでなく近隣市を含め、障害児相談支援事業所が少ないのが現状です。事業所の数が限られている中で障害児利用計画案の作成につながるよう、市内外の障害児相談支援事業所との連絡・調整を行います。